

支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 **	係長 	担当者 **	入力 	財政課合議 **	検収者 /	

起 票 日	平成 30 年 5 月 16 日	所 属	080100 市議会事務局
年 度	平成 30 年度	会 計	01 一般会計
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事 業	040000 議会調査研究事業	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	11,934 円	控 除	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認	
支 払 回 数	3 回		雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認	
負 担 行 為 額	600,000 円		そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認	
支出命令済額	153,763 円		控除額合計	0 円	通勤経路及び金額確認	
負担行為残額	446,237 円		請求書番号			
源泉支払内容	*****					

件 名	資料費 泉大津市住宅地図 1冊
-----	-----------------

摘 要	
-----	--

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	平成 30 年 5 月 31 日
	住 所			
	名 称	日本共産党代表者 田立 恵子		
	役職等/ 氏名			
	銀 行 / 口 座			
	口 座 名 義 人	債 権 者 番 号	0 - 000004458 - 00	

領 収	住 所			領 収 印	
	氏 名	日本共産党代表者 田立 恵子			

上記の金額を領収しました。

平成 30 年 5 月 31 日

支 払 済

泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確 認



002

負担行為番号

30-000672

呼出番号

伝票番号

30-001922

整理番号

30-000013-03



00100369

30 01 01-01-01 04-00-00 19-90-06

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	係員
覧								

別記様式第5号（第4条関係）



政務活動費交付請求書

平成30年5月14日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名

日本共産党

代表者名

田立恵子



政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交付請求額	¥11,934-		
内 訳	泉大津市住宅地図 一冊		
支 払 先	国際地図		
予 算 科 目	資料費	交付残額	446,237円
使 用 者 名	田立 恵子		

ゼンリン住宅地図(B4)のご案内

平成 30 年 02 月 28 日

市会議員 様 御中

前略 日頃は、後援者様の所在地(住所・氏名)や訪問ルート(駐車場所・一方通行・信号等)の確認や地形確認・市場調査等で住宅地図をご利用頂き誠に有難う御座います。

今回、下記記載の住宅地図をご案内させて頂きました。尚、下記価格(税込)より **15%引き**にて販売致しておりますでご検討の程お願い申し上げます。 早々

注

※お支払方法

①指定口座へ送金(送金手数料はお客様負担)

※お届け費用は無料です。

※印刷等の都合で、発行が遅れる場合があります。

記

地図名 : 大阪府 泉大津市

	価格(税込)	発行内容
①B4製本版	14,040円	30年04月 発行予定
②B4穴あき ファイル版	14,040円	30年04月 発行予定
★別途 緩じ込み用パイNDERが必要 パイNDER代金 5,400円(※値引不可)		

連絡先(兼注文先)

ゼンリン住宅地図販売所

国際地図

担当者 本郷文博

〒591-8002 大阪府堺市北区北花田町2-37-5

TEL 072-255-5393

FAX 072-255-5103

領 収 証

No. _____

日本共産党泉大津市会議員団様

H30年 5月10日

★711,934-

但 各ゼンリン住宅地図1冊代金

(泉大津市)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大阪府堺市北区北花田町2-37-5

国際地図

☎ 072-255-5393

本郷文書

ゼンリン 住宅地図

大阪府

泉大津市

2018 04

27206010M

ZENRIN



エコマーク認定番号
第08120001号

この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。不要となった際は、回収リサイクルに出しましょう。

ISBN978-4-432-45449-5 C0326 ¥13000E

価格：13,000円（本体価格）+税

バインダーは別売りとなります



9784432454495



1920326130009

<http://www.zenrin.co.jp/>

ゼンリン公式オンラインショップ

ZENRIN Store

<http://store.zenrin.co.jp/>

株式会社 ゼンリン

[ゼンリン住宅地図に関するお問い合わせ]

大阪営業所 〒550-0021 大阪府大阪市西区川口3-3-9 ダイケイビル4F
Tel 06-6585-3321 Fax 06-6585-3353

支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 **	係長 	担当者 **	入力 	財政課合議 **	検収者 	

起 票 日	平成 30 年 6 月 1 日	所 属	080100 市議会事務局
年 度	平成 30 年度	会 計	01 一般会計
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事 業	040000 議会調査研究事業	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	30,000 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認	
支 払 回 数	4 回	雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認	
負 担 行 為 額	600,000 円	そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認	
支出命令済額	183,763 円	控 除 額 合 計	0 円	通勤経路及び金額確認	
負担行為残額	416,237 円	請求書番号			
源泉支払内容	*****				

件 名	研究研修費 全国地方議員研修会参加費
-----	--------------------

摘 要	
-----	--

支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	平成 30 年 6 月 13 日
住 所			
名 称	日本共産党代表者 田立 恵子		
役職等/氏名			
銀行/口座			
口座名義人		債 権 者 番 号	0 - 000004458 - 00

領 収 印	領 収 所	領 収 氏 名	日本共産党代表者 田立 恵子
-------	-------	---------	----------------

上記の金額を領収しました。平成 30 年 6 月 13 日

支 払 済

平成 30 年 6 月 13 日
泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確 認



伝票番号
30-002755
整理番号
30-000013-04

001
負担行為番号
30-000672

呼出番号

00105238

30 01 01-01-01 04-00-00 19-90-06

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	係員
覧								

別記様式第5号（第4条関係）



政務活動費交付請求書

平成 30 年 5 月 24 日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名 日本共産党
代表者名 田立恵子



政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交付請求額	¥ 30,000-		
内 訳	全国地方議員研修会 参加費とい		
支 払 先	大阪社会保障推進協議会		
予 算 科 目	研究研修費	交付残額	416,237円
使 用 者 名	本 林 下		

領 収 証

森下 巖

様 No. _____

¥ 30,000.-

但 全国地方議員研修会 参加費

入金日 2018 年 4 月 16 日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

大阪社会保険推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館内

TEL 06-6354-8662

FAX 06-6357-0846

2018 年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関する研修会を一昨年・昨年に引き続き企画いたしましたのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容（テーマは仮称）受付開始時間は 16 日は 11 時、17 日・18 日は 9 時です。

	日程	テーマ	講師
①	4 月 16 日（月）12 時～15 時	生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと～理論編・実践編	小久保哲郎先生（弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長）
②	4 月 16 日（月）15 時 15 分～18 時	女性と子どもの貧困の現状と背景、自治体の課題とはなにか	芦田麗子先生（親和女子大学教員）
③	4 月 17 日（火）9 時半～12 時半	都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える	寺内順子先生（大阪社会保障推進協議会事務局長）
④	4 月 17 日（火）13 時半～17 時	地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ	高山新先生（大阪教育大学教授）
⑤	4 月 18 日（水）9 時半～12 時半	日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える	高田輝夫先生（兵庫県宝塚市教育委員会学事課長）
⑥	4 月 18 日（水）13 時半～17 時	第 7 期介護保険制度の内容と自治体での課題	日下部雅喜先生（大阪社保協介護保険対策委員長）

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150 人（入金順で登録します。昨年振込の約束をされていて結局振り込まずキャンセルしてこられた方が何人もおられましたので、今回、振込予約はお断りいたします）

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上 f a x またはメールにてお申し込みください。

□研修参加費 30,000 円（部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします）

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツーリストビューローに直接ご相談ください。TEL 078-351-2110 担当）大村

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4 月 1 日以降キャンセルお受けしません。

□大阪社会保障推進協議会 f a x /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは fax またはメールでお願いいたします。

.....

□決 裁 ■供 覧

受発記号・番号				収受年月日	平成30年5月24日			
差出名		日本共産党 森下 巖						
あて名		泉大津市議会議長				提出期限		
収受文書の記号				収受文書の日付	平成30年5月22日			
件名		報告書						
議長		副議長		事務局長		次長		
								合 議
主 管	次長補佐	議事調査係長		庶務係長		係員		
処 理 上 の 意 見 及 び 注 意 事 項								
日時：平成30年4月16日（月）～4月18日（水） 2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」 ①生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと ②女性とこどもの貧困の現状と背景、自治体の課題とはなにか ③都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える ④地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ ⑤日本一の学校給食はなぜ可能なのか ⑥第7期介護保険制度の内容と自治体での課題								

報 告 書

2018 年 5 月 22 日

泉大津市議会議長 様

(会派名) 日本共産党

氏名 森 下 巖



下記により研修会に出席しましたので、その概要について報告いたします。

記

1. 日時 2018 年 4 月 16 日(月)～4 月 18 日(水) 3 日間

2. 主催 大阪社会保障推進協議会

3. 講座内容

4 月 16 日 : ① 生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと～理論・実践編

小久保 哲郎氏 (弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)

② 女性とこどもの貧困の現状と背景、自治体の課題とは何か

芦田 麗子氏 (神戸親和女子大学教員)

4 月 17 日 : ③ 都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題

寺内 順子氏 (大阪社会保障推進協議会事務局長)

④ 地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ

高山 新 (大阪教育大学教授)

4 月 18 日 : ⑤ 日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える

高田 輝夫氏 (兵庫県宝塚市教育委員会学事課長)

⑥ 第 7 期介護保険制度の内容と自治体での課題

日下部 雅喜氏 (大阪社保協介護保険対策委員長)

4. 報告事項 別紙添付

所 見

第①講 生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと～理論・実践編 小久保 哲郎氏（弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長）

生活保護法の基本原理についてまず確認。憲法 25 条に基づく「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」いわゆる「生存権」を具体化するための法であり、国の責任である生活の保障と無差別平等の原理であることがしっかりと踏まえられた自治体行政の対応となっているのか？ここを踏まえなければならない。

自治体、窓口での対応が申請権に基づいての対応として不適切だった事例として、2007 年の「小倉北自殺事件」、困窮度合いを把握しながら申請の意思を確認せず、判決では申請を援助指導する義務、ケースワーク的働きかけの必要性があったとしている。これらが適切にされれば尊い命が失われずに済んだといえる。2005 年の「三郷事件」では、働くことと「身内の援助」を求め、生活保護を受けることが出来ないかのような誤解を与える発言を行なったことでの申請権の侵害、故意または過失であっても職務上の義務違反となるという事でした。また扶養義務関係について、どこまであるのかという点では理解や認識が不十分な人が多く、これらの説明や対応についてもよく注意して把握しなければならない。扶養義務履行が期待できない者に対しては、直接照会は不要であり、そこを誤った対応をし、保護申請に至らない場合があってはならない。

稼働年齢であったとしても、すぐに働くことが出来ない状況を十分に確認することなく、申請権を侵害した事例では、本人の病気などの面だけでなく、実際には活用できる場が現状ですぐにない場合についても、まずは保護受給を認めなければならない。他にも、不利益処分に関わっての持ち家や高すぎる家賃、自動車の所有に関しては、本当に資産といえるだけのものであるのかどうか、その活用によって今後の自立、生活維持に必要な場合については認められる場合があり、ケースワークの中での事情の把握とその後の対応についてきちんと明示し、受理や継続した対応によって生活困窮状態の改善に努めることは、行政としての役割といえる。

この間、特に問題となっているのが 63 条に基づく返還請求があるが、必要な説明も十分にされず金額の返還が言われる場合が多く、収入の未申告が多いが高校生のアルバイトは将来のために申請があれば認められるため、その意図の確認などがその後であっても必要なことや、むしろ行政の手続き違いによる過誤払いに関しては、すでに生活費として費消されている場合がほとんどであり、何もかもが請求できるのは間違いであり、明石市では免除している。

いくつかの点で、事例を出されての非常に具体的な窓口での対応など、法に基づいての正しい対応などたいへん参考となった。

第②講 女性とこどもの貧困の現状と背景、自治体の課題とは何か

芦田 麗子氏（神戸親和女子大学教員）

芦田氏は寺内氏などと大阪市で「シングルマザー大阪応援団」を主催し、シングルマザーとそのこどもの支援を行ないながら、学生に女性への暴力、DV、ジェンダーについて教えておられる。まずはこうした暴力の実態、暴力を受けながらも子どもや経済的な面から精神的に支配されていく理由、状況についての詳細な話があった。

さらに母子、父子家庭の収入の差や男女の賃金差などジェンダーによる社会の構造的な問題、母子家庭の困窮した状況、児童扶養手当などの経済的支援の脆弱な状況において、これまでも数々の餓死、心中などの深刻な事件が起こっている。こうした背景について二度とこのような事件を起こさないため、また具体の支援の形としてシンママ大阪応援団の取り組みについての紹介をされた。

シンママ大阪応援団はとりわけ困窮や孤立化しているシングルマザーとその子どもへの支援を目的にウェブサイトを立ち上げ、いつでもどこからでも相談できるようにし、サポーター養成講座を実施し、実質的な支援をする活動を行っている。

また、DV や離婚、困窮状況について、なぜ「助けて」と声を上げにくいのかを検証し、いくつかの具体的な事例やそこにある問題課題から、2016 年に改正された児童福祉法、この法に基づいて国や地方自治体の責任と対応について言及された。そこで先ず重要となるのが保育所や学童保育の役割で、保護者の状況や子どもの生育状況、発達段階、家庭環境など様々にリアルにつかみ、必要な支援や連携が行政との間で行われ、そこから不幸な事態や状況からの転換を図ることができ、その為にも、公的な保育子育て支援施設、認可施設という事が重要であり、保育中の事故死などの多くが無認可保育所で起こっていることなどからも重要だと言える。

最後にフィンランドの子育て支援についての報告があった。「ネウボラ」という妊娠期から就学前までの成長発達の支援の場があり、保護者養育者の心身の健康もサポートする仕組みが国としてあり、全ての子どもたちに保育所を用意し、保護者は就労の有無に関わらず入所させる義務があり、24 時間確保する責任を自治体が提供するだけでなく、医療や健診を受けることから育児用品までの育児パッケージとして、生まれてくるすべての子どもへの、社会からの分け隔てのないお祝いと歓迎のものとなっている。日本ではそこまではいかないが、日本版ネウボラとして三重県名張市や千葉県浦安市などでの取り組みがはじまっており、いずれ詳しく参照したい。

第③講：都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題

寺内 順子氏（大阪社会保障推進協議会事務局長）

まず初めにこの間の社会保障改革の流れ、「社会保障と税の一体改革」にはじまり、医療、介護、そして国保にまで及んできていることが述べられ、その狙いは名目的には急速な高齢化へ社会への対応として持続的な社会保障の制度維持のためと謳われてきたが、実際には社会保障費削減、介護給付適正化という削減、自己負担増への道をつけたと言える。その為に地域でできることは地域で自助、互助、共助で、公助は最後という意識の徹底、地域と居宅での受け皿としての介護、介護給付から要支援者をはずしての総合事業、医療費適正化のための国保の都道府県単位化となってきた流れとねらいを明らかにされた。

都道府県単位化とはいったい何か？という点では、国保の財政運営を都道府県が行うことになり、要するに財布を握り、大きな権限を持たせることにあり、医療費の適正化という削減を行うものである。すでに給付適正化のインセンティブとして各自治体に介護判定の度合いを下げるようにや、特定健診など受診率の向上、メタボ該当者、メタボ予備軍の減少率など様々なインセンティブを課している。

しかし、あくまでも国保とは歴史的にみても、現在においても低所得者が多くいる医療保険制度であり、退職後の無職の人や自営、農林水産などが加入する国民皆保険制度の根幹をなす制度であり、どの人にとってもいずれ、または必要な場合が想定されるものであり、すべて加入者の保険料だけでまかなう構造にはならないし、そうしようとすればするほど矛盾が拡大していくため、国はもちろん各自治体での国庫や法定外繰り入れをしてきた。そこでは当然、それぞれの地域や住民の状況が違うために、それぞれが保険料の引き下げや独自の減免制度を作るなどがされてきた。

現にあまりにも高い保険料となってしまう中で、払うことが出来ない世帯が増えているが、過誤保険料も増加し、年金の受給額は引き下げ、働く世帯においても実質的な収入の低下など、実質的な所得が低下しているからであり、自己責任ではなく、払える保険料にしていくなど各自治体においても具体的な提案が必要だと、高槻市では申請不要の低所得者世帯減免、西宮市においても困っている人ほど申請が難しく、所得は行政が把握しているからと申請不要の減免制度がある。仙台市では3人目、箕面市では2人目からの多子世帯減免にも取り組まれており、今後の統一化後に保険料がどうなるのか。減免制度などは、引き続き市町村での独自の判断、応対はしてもかまわないという権限は残っており、大阪府などでは府もこれを認めている。これ以上の保険料の引き上げは保険者にとっては死活問題であり、規定路線のように上げられてきたことそのものの問題も大きいと言える。

第④講：地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ

自治体財政の基礎と財政分析入門 高山 新（大阪教育大学教授）

この間の地方自治体の財政状況が厳しいのには大きく 2 つの理由があり、一つは泉大津のように駅前などの再開発に前のめりになって、身の丈に合わない大型公共事業を行なったつけを抱えている面と、国が地方交付税交付金の削減を続け、その交付措置においてもトップランナー方式などの様々な財政インセンティブを設けて、本来であれば各自治体の税収の格差を埋めるための制度のあり方を変更している点にある。それを地方創生、適正化など未来志向、いかにも人口減少、少子高齢化社会に対応するかのような言い方で正していくかのようにしていること事態に問題があることが、そもそもの前提としてある。

このような中での自治体財政をどう見て、どう把握するのか？自治体財政にはそれぞれの地域が抱える課題が反映しているもので、三つの視点として

- ① 国の制度や、過去の財政運営を検証するなど、主体となる自治体の状況
- ② 地域経済の状況、都市や農村の問題
- ③ 地域の問題そのものが現れるものということ

こうした点で、地方財政計画というものが各自治体でどうなっているのか？が非常に重要であり、国は公共施設の管理適正化の名の下に床面積削減、コンパクトシティでは住民生活に必要なインフラ整備などとりわけ農村部での公共投資縮小、トップランナー方式で民間委託や、民間への指定管理など進めれるよう転換圧力をかけ自治体間を競わせる合理化を計ってきている。

その結果として、民生費、土木費、教育費など住民サービスに直結している費用までもが抑制がされ、結果として財政が硬直化してしまっているのが実情といえる。ただし、大阪でいうと府としては各自治体や住民へのサービス低下を招いていても、不要不急の高速道路や万博などに前のめりの大型公共事業が続けられており、公債費が 18%を超える起債許可団体となっている。

これからの自治体の財政運営として求められる視点として、財政の効率化だけが追求されれば、住民へのサービスの低下を招きかねない中で、地域や社会の問題解決が、新たな需要を生み出す可能性があり、地域内でお金を循環させる仕組み、地域の人を活かせる仕組みづくり、民生費でも地域の人暮らしや健康、医療を支えるだけでなく、支える側の雇用を生み出すことになり、それらをうまく機能させていくポイントは住民自治、住民参加で住民自身も学びながら、必要な自治体施策は何かを考え理解を深めることにあるという点は、これからの高齢化社会の中で抑制ばかりでなく、共にどう守りながら作っていくのかという点で示唆的だった。

第⑤講：日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える。 高田 輝夫氏（兵庫県宝塚市教育委員会学事課長）

長年、宝塚市の学校給食の担当を担ってきた高田氏の話は、中学校給食がまだない本市だけでなく、選択性やランチボックスという業者弁当をあてがっているだけのものを給食としている、大阪ではとりわけ多いがそれらがいかに学校給食やましてや食育の名に値しないものなのかが良く分かる話だった。

中学校の卒業式での生徒の第一声が「おいしい給食を３年間ありがとう」、HPでレシピ公開、クックパッドでの配信、ヤフーニュースでトップになり、給食レシピ本まで刊行されている。もちろんこれをするのが第一の目的ではなく、宝塚市の安全でおいしい給食や食育の取り組みが、全国的な評価の高まりの中で求められてきたから起こっていることであり、市内のイベントでの大試食会などは大勢の市民の参加で市内外に認知されている。

ここまでに一足飛びになったわけではなく、これまでの中では様々な議論や経費的な面で人件費や外部への委託になった時期も経て、現在の自校調理方式になった。まず整備が進められた昭和40～50年の時期は、給食センターの建設がもちあがったが、巨額の資金が必要で、各学校の校舎などの状況に応じて年次的に整備したほうが安いという判断を行なったこと。結果としてこれが自校調理を現在に伝えることとなり、給食調理員も給食の先生として各校での食育教育に貢献している。給食調理の外部への委託デリバリー方式では、調味料に限界があり時間が経過すればするほど（温度が下がり）、結果として濃い味付けに頼らざるを得なくなり、委託していた時期に異物混入や異臭というトラブルがあり、安全性をどう担保するのかなど、リスクが高まり、その後に結果として、直営に戻している。人件費の面では、かつてに比べればかなり非正規など臨時職が増えてはいるが、総人件費で抑制をして委託をさせないための努力をしている。

他にも地産地消、同じ県産や友好都市産のものの活用、障害者施設で作っている野菜を調達し、生産だけでなく運搬についてもシルバー人材センターとの連携など、地域の福祉政策、雇用、賃金にも好影響を与える地域循環型の学校給食事業を展開をされていることに、ここまでされているという驚き、感激した内容だった。本市においても小中9年間の食育教育と謳うだけでなく、学校給食法、食育の理念に則った宝塚市のような具体で実感できる取り組みを期待したい。

第⑥講：第 7 期介護保険制度の内容と自治体での課題

日下部 雅喜氏（大阪社保協介護保険対策委員長）

今年の 4 月から第 7 期の介護保険事業がはじまったが、合わせて昨年からはじまった市町村事業の総合事業についてもこの 1 年間の経過を踏まえて各地の状況、これからの動向などについて詳しく話があった。

制度の変遷、あらましでは 2000 年に介護の社会化を理念に始まった制度だが、法の第 1 条にある要介護状態となっても尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を送り、必要な支援を受けれるようには到底なっていないだけでなく、利用者にとっては高い介護保険料と利用料により、利用を制限せざるを得ない状況が制度の改変のたびに起こっている。一方事業者にとっても介護報酬単価の連続的な引き下げ、今回はわずか 0.54% の引き上げだが、2015 年に 2.20% もの引き下げがあり、今後の経営、人材確保も含めての厳しい状況に変わりはない。その中で要支援 1、2 のヘルパー、デイサービスが市町村事業の総合事業になり、多様なサービスを謳いながら無資格者でも家事援助などができるようにし、安上がりサービスへの誘導が進められている。また、市町村にとっても地域間の格差、考え方の差異で大きな変化があり、地域包括ケアシステムの構築として公的責任を軽くして「我が事、丸ごと」の地域づくりを自助、共助での自己責任、地域住民の協力、協働で解決を図る方向性が強く打ち出されている。

また、大東市のような「元気でまっせ体操」という健康体操に要介護、要支援者を流し込み、利用者の実態や希望にそわない無理な卒業をさせるなどの方式をモデルとして、介護度合いを引き下げるなどの成果を上げさせようとしている。しかし、これは NHK のクローズアップ現代でも取り上げられたように、その後に、リハビリではなく体操をさせられたために重症化するなど大きな問題があることが報告された。国は取り組みの状況や結果を評価指標として提出させて得点を付け、交付金に格差をつけるようにすることや、ガイドラインや地域ケア会議での検討、ケアプランの点検で、何をどのようにしようとしているのか、地域の介護保険給付状況などが、必要とされる必要な支援がしっかりとされているのかなど見極めていかなければならない。

2018 年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関する研修会を一昨年・昨年に引き続き企画いたしましたのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容（テーマは仮称）受付開始時間は 16 日は 11 時、17 日・18 日は 9 時です。

	日程	テーマ	講師
①	4 月 16 日（月）12 時～15 時	生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと～理論編・実践編	小久保哲郎先生(弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)
②	4 月 16 日（月）15 時 15 分～18 時	女性とこどもの貧困の現状と背景、自治体の課題とはなにか	芦田麗子先生(親和女子大学教員)
③	4 月 17 日（火）9 時半～12 時半	都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える	寺内順子先生(大阪社会保障推進協議会事務局長)
④	4 月 17 日（火）13 時半～17 時	地方財政の基本と財政分析のポイントを学ぶ	高山新先生(大阪教育大学教授)
⑤	4 月 18 日（水）9 時半～12 時半	日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える	高田輝夫先生(兵庫県宝塚市教育委員会学事課長)
⑥	4 月 18 日（水）13 時半～17 時	第 7 期介護保険制度の内容と自治体での課題	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150 人(入金順で登録します。昨年振込の約束をされていて結局振り込まずキャンセルしてこられた方が何人もおられましたので、今回、振込予約はお断りいたします)

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上 f a x またはメールにてお申し込みください。

□研修参加費 30,000 円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツーリストビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)大村

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4 月 1 日以降キャンセルお受けしません。

□大阪社会保障推進協議会 f a x /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは fax またはメールでお願いいたします。

.....

支出命令書 (一般)

市長 **	副市長 **	教育長 **	部長 **	次長 **	課長 	課長補佐 	係長 	担当者 
会計管理者 	会計課長 	課長補佐 **	係長 	担当者 **	入力 	財政課合議 **	検収者 /	

起 票 日	平成 30 年 6 月 1 日	所 属	080100 市議会事務局
年 度	平成 30 年度	会 計	01 一般会計
予 算 区 分	0 現年度		
科 目	款	01 議会費	
	項	01 議会費	
	目	01 議会費	
	事 業	040000 議会調査研究事業	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細 節	90 その他	
	細々節	06 政務活動費	

金 額	7,200 円	所 得 税	0 円	タイムカード(出勤簿)確認
支 払 回 数	5 回	雇 用 保 険 料	0 円	源泉徴収確認
負 担 行 為 額	600,000 円	そ の 他	0 円	被服貸与台帳記載確認
支出命令済額	190,963 円	控 除 額 合 計	0 円	通勤経路及び金額確認
負担行為残額	409,037 円	請求書番号		
源泉支払内容	*****			

件 名	資料費 日本の科学者 (2018年4月～2019年3月の会誌代)
-----	----------------------------------

摘 要	
-----	--

債 権 者 等	支 払 方 法	21 現金払	支 払 希 望 日	平成30年6月13日
	住 所			
	名 称	日本共産党代表者 田立 恵子		
	役職等/氏名			
	銀行/口座			
	口座名義人		債 権 者 番 号	0 - 000004458 - 00

領 収	住 所		領 収 印	
	氏 名	日本共産党代表者 田立 恵子		

上記の金額を領収しました。平成30年6月13日

支 払 済

平成 年 月 日
泉大津市 会計管理者 あて

支出負担行為 確 認



伝票番号
30-002758
整理番号
30-000013-05

001
負担行為番号
30-000672



30 01 01-01-01 04-00-00 19-90-06

供	議長	副議長	局長	次長	次長 補佐	議事調 査係長	庶務 係長	係員
覧								

別記様式第5号（第4条関係）



政務活動費交付請求書

平成30年 5月24日

泉大津市長
南 出 賢 一 様
(泉大津市議会議長経由)

会 派 名 日本共産党
代表者名 田立恵子



政務活動費交付請求書

泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

交 付 請 求 額	¥ 17,200 -		
内 訳	日本の科学者 会誌代として 2018年4月～2019年3月分		
支 払 先	日本科学者会議		
予 算 科 目	資料費	交 付 残 額	409,037円
使 用 者 名	田立 恵子		

領収証

日本共産党
泉大津市会議員様

2018年5月11日

金 7,200- 円

但し 2018年4月～2019年3月の会誌代として

上記正に領収いたしました

530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館2F
日本科学者会議 大阪支部
事務局長 山本謙治





JOURNAL OF JAPANESE SCIENTISTS

SPECIAL FEATURE : Issues Relating to Air Pollution and Health Effects

SPECIAL FEATURE : Issues Relating to Air Pollution and Health Effects

- 02 Introduction : A New Public Health Care System Is Needed for Air Pollution Victims KUSHIMOTO Toshihiro
- 03 Glossary KUSHIMOTO Toshihiro, SAGAI Masaru, OZAKI Hironao, NISHIKAWA Eiichi, YORIFUJI Takashi
- 04 Osaka Citizens' Initiative "SORADASU" for Air Pollution Measurement Using Amaya-Type Capsule-Tubes : Correlation Analysis of NO₂ Concentration and its Health Impacts KUSHIMOTO Toshihiro
- 10 NO₂ on Asthma Prevalence Shown by the Ministry of the Environment "Environmental Health Surveillance for Air Pollution" NISHIKAWA Eiichi
- 12 A Study on Relationship between Air Pollution and Asthma SAGAI Masaru
- 19 Health Effects of Air Pollution : A Review of Epidemiological Evidence YORIFUJI Takashi
- 26 Necessity of Creating Relief System for Air Pollution Victims OZAKI Hironao

ESSAY

- 32 Truth about the Collapse in Sasago Tunnel NISHIYAMA Yutaka

REVIEW

- 34 Damage Estimation in Central Osaka by Nankai Trough Earthquake : The Importance of Damage Investigation Specific to the Region TAINOSHO Yoshiaki

LETTER

- 41 New Method for Measuring the Concentration of NO₂ in Atmosphere : Utilization of the Photoacoustic Spectroscopy (PAS) TOZAKI Ken-ichi
- 43 The "2018 Problem" Regarding Japan's New Labour Law and its Resolution : University of Tokyo Abolishing the 5-year Limit to Fixed-Term Contracts SASAKI Dan
- 47 The 22nd General Assembly of the World Federation of Scientific Workers (WFSW) YUASA Seiji

BOOK REVIEW

- 50 'An Analysis of Working/Living Condition of Nuclear Power Plants (NPP) Workers Who Are Exposed to Radiation : Based on Interviews Performed in the Wakasa Region with NPP Bristles' Written by TAKAKI Kazumi Reviewed by YAMAMOTO Fujio

- 50 Readers' Comments Edited by the editorial committee

INFORMATION

- 51 Activities of the Japan Scientists' Association Edited by the office

ISBN978-4-7807-1335-0
C9336 ¥571E



定価 : 本体 571 円 + 税

本の泉社

Edited and Published by
the Japan Scientists' Association (JSA)
Chasu Bld. 9F, 1-9-15 Yushima, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0034 Japan
Tel : +81-3-3812-1472 Fax : +81-3-3813-2363
URL: http://www.jsa.gr.jp/
Distributed by Honnoizumisa Publishing Co.
2-25-6 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0033 Japan

JOURNAL OF JAPANESE SCIENTISTS

日本の科学者

2018 年 5 月 1 日発行 (毎月 1 日発行) Vol.53 No.5 (通巻 604 号) 1968 年 6 月 29 日学術刊行特許可 ISSN 0029-0335

特集

大気汚染と健康影響をめぐる問題



大阪での住民による NO₂ 簡
測定の実績と健康影響調査
NO₂ 濃度と健康影響との相関

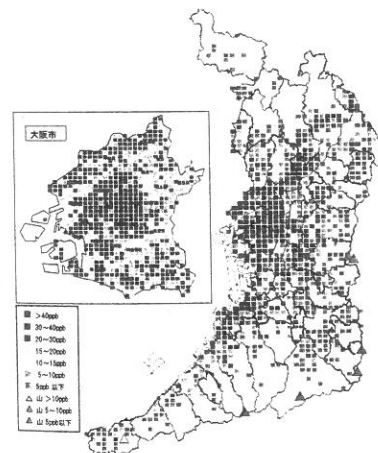
志本俊弘

「サーベイランス調査」に見る
NO₂ 汚染の健康影響

川榮一

大気汚染と気管支ぜん息との
因果関係について

峨井勝



大気汚染による健康影響
—疫学研究的知見より

頼藤貴志

新たな大気汚染公害被害者
救済制度はなぜ必要か

尾崎寛直

談話室

笹子トンネル崩落の真相
西山 豊

レビュー

南海トラフ地震による大阪中心部
大阪市北区の被害想定
—地域からの被害検討の重要性
田結庄良昭



日本科学者会議 編／本の泉社